

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり漁業の免許をした。

平成24年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

漁場計画の 告示番号	魚場計画の公 示番号	免許 番号	漁業の免許を受けた者		漁業権の内容	漁業権の免許年月 日
			住 所	氏名又は名称		
平成24年岩 手県告示第 359号	定第215号	同左	上閉伊郡大槌町吉里 吉里二丁目1番13号	新おおつち漁業協同 組合	平成24年岩手県 告示第359号の内 容のとおり。	平成24年9月1日
〃	定第216号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	定第217号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	定第218号	〃	〃	〃	〃	〃
平成24年岩 手県告示第 360号	一区第240号	〃	〃	〃	平成24年岩手県 告示第360号の内 容のとおり。	〃
〃	一区第241号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一区第242号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一区第243号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一区第244号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一区第245号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一区第246号	〃	〃	〃	〃	〃
平成24年岩 手県告示第 361号	一共第207号	〃	〃	〃	平成24年岩手県 告示第361号の内 容のとおり。	〃